

○ 公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第八十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 「略」</p> <p>第二章 審判手続</p> <p>「第一節・第二節 略」</p> <p>第三節 審判手続における主張等及びその準備（第十九条―第三十一条の二）</p> <p>「第四節―第六節 略」</p> <p>附則</p> <p>（審判手続開始の決定）</p> <p>第十五条 法第三十四条の四十第一項の規定による審判手続開始の決定は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「審判手続開始決定書」という。）により行うものとする。</p> <p>「一―四 略」</p> <p>五 最初の審判手続の期日及び場所</p> <p>2 審判手続開始決定書の謄本を送達する場合には、次に掲げる事項を記載した通知書を添付するものとする。</p> <p>一 被審人又はその代理人が審判手続の期日に出頭すべき旨</p>	<p>目次</p> <p>第一章 「同上」</p> <p>第二章 「同上」</p> <p>「第一節・第二節 同上」</p> <p>第三節 審判における主張等及びその準備（第十九条―第三十一条）</p> <p>「第四節―第六節 同上」</p> <p>附則</p> <p>（審判手続開始の決定）</p> <p>第十五条 「同上」</p> <p>「一―四 同上」</p> <p>五 第一回の審判の期日及び場所</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 被審人又はその代理人が審判の期日に出頭すべき旨</p>

二 「略」

(最初の審判手続の期日の変更等)

第十六条 審判官は、正当な理由があると認められた場合には、申立てにより又は職権で、最初の審判手続の期日若しくは場所を変更し、又は答弁書を提出すべき期限を延長することができる。

第三節 審判手続における主張等及びその準備

(審判廷)

第十九条 審判手続の期日は、金融庁の審判廷で行う。ただし、審判官は、必要があると認めるときは、審判手続の期日に適当な場所を審判廷に定めることができる。

(映像と音声の送受信による通話の方法による審判手続)

第十九条の二 法第三十四条の四十二の二第一項に規定する方法によつて審判手続を行うときは、審判官は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 通話者

二 通話者の所在する場所の状況が当該方法によつて審判手続を行うために適切なものであること。

2 審判官は、法第三十四条の四十二の二第一項に規定する方法によつて審判手続を行う場合において、相当と認めるときは、指定

二 「同上」

(第一回の審判の期日の変更等)

第十六条 審判官は、正当な理由があると認められた場合には、申立てにより又は職権で、第一回の審判の期日若しくは場所を変更し、又は答弁書を提出すべき期限を延長することができる。

第三節 審判における主張等及びその準備

(審判廷)

第十九条 審判は、金融庁の審判廷で行う。ただし、審判官は、必要があると認めるときは、審判に適当な場所を審判廷に定めることができる。

〔条を加える。〕

職員の意見を聴いて、審判官、指定職員並びに被審人及びその代理人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、審判手続を行うことができる。

(非公開の申出)

第二十条 審判手続の期日の非公開の申出は、非公開とすべき範囲、理由及び期間を明らかにして行わなければならない。

2 審判官は、審判手続の期日を非公開とするときは、その旨及び理由を述べなければならない。

(審判手続の期日の指定及び変更並びに期日の呼出し)

第二十一条 第二回以後の審判手続の期日は、審判長が指定する。

2 前項の審判手続の期日は、やむを得ない事由がある場合でなければ、変更することができない。

3 第一項の審判手続の期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

(審判手続の指揮及び秩序維持)

第二十二条 審判手続は、審判長が指揮する。

2 「略」

3 審判長は、審判手続の期日における秩序を維持するために必要

(非公開の申出)

第二十条 審判の非公開の申出は、非公開とすべき範囲、理由及び期間を明らかにして行わなければならない。

2 審判官は、審判を非公開とするときは、その旨及び理由を述べなければならない。

(審判の期日の指定及び変更並びに期日の呼出し)

第二十一条 第二回以後の審判の期日は、審判長が指定する。

2 前項の審判の期日は、やむを得ない事由がある場合でなければ、変更することができない。

3 第一項の審判の期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

(審判の指揮及び秩序維持)

第二十二条 審判は、審判長が指揮する。

2 「同上」

3 審判長は、審判廷の秩序を維持するために必要な事項を命じ、

な事項を命じ、又は処置をとることができる。

(釈明権等)

第二十三条 審判長は、審判手続の期日又は期日外において、事件関係を明瞭にするため、事実上及び法律上の事項に関し、指定職員又は被審人若しくはその代理人に対して問いを発し、又は必要な行為を求めることができる。

2 「略」

3 指定職員又は被審人若しくはその代理人は、審判手続の期日又は期日外において、審判長に対して必要な発問を求めることができる。

4 審判長又は審判長以外の審判官が、審判手続の期日外において、主張又は立証に重要な変更を生じ得る事項について第一項又は第二項の規定による処置をしたときは、その内容を相手方に通知しなければならない。

(指定職員の主張変更)

第二十四条の二 法第三十四条の四十三第四項に規定する内閣府令で定める範囲は、事件の同一性を失わせることとしない範囲とする。

2 法第三十四条の四十三第四項の規定による主張は、同項に規定する変更（以下この条において単に「変更」という。）により著しく審判手続を遅滞させることとなるときは、することができな

又は処置をとることができる。

(釈明権等)

第二十三条 審判長は、審判の期日又は期日外において、事件関係を明瞭にするため、事実上及び法律上の事項に関し、指定職員又は被審人若しくはその代理人に対して問いを発し、又は必要な行為を求めることができる。

2 「同上」

3 指定職員又は被審人若しくはその代理人は、審判の期日又は期日外において、審判長に対して必要な発問を求めることができる。

4 審判長又は審判長以外の審判官が、審判の期日外において、主張又は立証に重要な変更を生じ得る事項について第一項又は第二項の規定による処置をしたときは、その内容を相手方に通知しなければならない。

「条を加える。」

い。

3 審判官は、変更により被審人の防御に実質的な不利益を生ずることとならないよう配慮しなければならない。

4 審判官は、変更を許さないときは、審判手続の期日において、その旨及びその理由を明らかにしなければならない。

(主張の提出又は証拠の申出の時期)

第二十五条 主張の提出又は証拠の申出は、審判手続の進行状況に応じ適切な時期に行わなければならない。

(審判手続調書の形式的記載事項)

第二十六条 審判手続の事務を行う職員は、審判手続の期日ごとに調書を作成しなければならない。調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〜四 略〕

五 審判手続の期日及び場所

六 審判手続の期日を公開したこと又は公開しなかったときはその旨及びその理由

七 法第三十四条の四十二の二第一項に規定する方法により審判手続を行ったときは、その旨及び第十九条の二第一項第二号に掲げる事項

2
〔略〕

(主張の提出又は証拠の申出の時期)
第二十五条 主張の提出又は証拠の申出は、審判の進行状況に応じ適切な時期に行わなければならない。

(審判調書の形式的記載事項)

第二十六条 審判手続の事務を行う職員は、審判の期日ごとに調書を作成しなければならない。調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〜四 同上〕

五 審判の日時及び場所

六 審判を公開したこと又は公開しなかったときはその旨及びその理由
〔号を加える。〕

2
〔同上〕

(審判手続調書の実質的記載事項)

第二十七条 審判手続の調書には、主張、証拠の申出及び証拠調べの要領を記載し、特に、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

〔一〕四 略〕

(調書への引用)

第二十八条 審判手続の調書には、書面、写真その他審判官が適当と認めるものを引用し、事件記録に添付して調書の一部とすることができる。

(準備手続)

第三十一条 略〕

2 略〕

3 第二十一条の規定は準備手続の期日について、第二十二条から第二十八条までの規定は準備手続について、それぞれ準用する。

4 審判官は、最初の審判手続の期日前に、被審人又はその代理人の申立てにより、当該被審人又はその代理人に第十五条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を証する資料の全部又は一部の閲覧又は謄写をさせることを指定職員に求めることができる。ただし、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

(審判調書の実質的記載事項)

第二十七条 審判の調書には、主張、証拠の申出及び証拠調べの要領を記載し、特に、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

〔一〕四 同上〕

(調書への引用)

第二十八条 審判の調書には、書面、写真その他審判官が適当と認めるものを引用し、事件記録に添付して調書の一部とすることができる。

(準備手続)

第三十一条 同上〕

2 同上〕

3 第二十一条の規定は準備手続の期日について、第二十二條第一項及び第二項並びに第二十三条から第二十八条までの規定は準備手続について、それぞれ準用する。

4 審判官は、第一回の審判の期日前に、被審人又はその代理人の申立てにより、当該被審人又はその代理人に第十五条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を証する資料の全部又は一部の閲覧又は謄写をさせることを指定職員に求めることができる。ただし、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

(映像と音声の送受信による通話の方法による準備手続)

第三十一条の二 審判官は、相当と認めるときは、指定職員又は被審人若しくはその代理人の意見を聴いて、審判官、指定職員並びに被審人及びその代理人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、準備手続を行うことができる。

2 第十九条の二第一項の規定は、前項の準備手続について準用する。

(審判手続の終結)

第六十一条 「略」

2 審判官は、被審人が審判手続の期日に出頭せず、又は主張若しくは証拠の申出をしないで退席した場合において、審理の現状並びに指定職員及び被審人の審判手続追行の状況を考慮して相当と認めるときは、審判手続を終結することができる。

3 審判官は、被審人が連続して二回、審判手続の期日に出頭せず、又は主張若しくは証拠の申出をしないで退席したときは、審判手続を終結する。ただし、審判官が相当と認める場合は、この限りでない。

「条を加える。」

(審判手続の終結)

第六十一条 「同上」

2 審判官は、被審人が審判の期日に出頭せず、又は主張若しくは証拠の申出をしないで退席した場合において、審理の現状並びに指定職員及び被審人の審判手続追行の状況を考慮して相当と認めるときは、審判手続を終結することができる。

3 審判官は、被審人が連続して二回、審判の期日に出頭せず、又は主張若しくは証拠の申出をしないで退席したときは、審判手続を終結する。ただし、審判官が相当と認める場合は、この限りでない。

備考 表中の「」の記載は注記である。